

発達障害者支援体制整備事業
平成27年度の実施結果・平成28年度の実施予定

「発達障害者支援の課題と方向性」（平成25年3月京都府発達障害者支援体制整備検討委員会とりまとめ）の施策提言に沿って事業を実施

提言は、5年間程度（平成25～29年度）を目途として取り組む方向性を示したもの
……平成28年度は4年目

1 発達障害者支援センター「はばたき」・発達障害者圏域支援センター

- 京都府発達障害者支援センター「はばたき」
 - ・ 京都府社会福祉事業団に委託（開設は平成19年10月30日）
 - ・ 平成25年6月30日に、京都府立こども発達支援センター内から、精神保健福祉総合センター内に移転。
- 発達障害者圏域支援センターは、6圏域毎に社会福祉法人に補助金を交付し開設（開設は平成19年4月1日、中丹のみ10月1日）

	設置法人	発達障害者圏域支援センター名
丹後	(福)よさのうみ福祉会	障害者生活支援センター 結(宮津市)
中丹	(福)京都聴覚言語障害者福祉協会	障害者生活支援センター 青空(福知山市)
南丹	(福)花ノ木	花ノ木医療福祉センター(亀岡市)
乙訓	(福)向陵会	乙訓ひまわり園(向日市)
山城北	(福)南山城学園	地域療育支援センター ういる(城陽市)
山城南	(福)京都ライフサポート協会	障害者生活支援センター あん(木津川市)

【参考】 発達障害者に関する相談支援体制 「発達障害者支援の課題と方向性」による

	役割	実施内容
発達障害者支援センター はばたき	府全域の発達障害支援の中核機関	企画立案、府内の連携体制構築、圏域センターや相談支援事業所への支援、困難ケース対応、人材養成等
発達障害者圏域支援センター	地域の中核的な相談支援機関	圏域内のネットワークづくり、相談支援事業所への支援、困難ケース対応、就労支援等
相談支援事業所	地域の身近な相談支援機関	身近な相談支援

◆ 平成28年度予定

- 引き続き相談支援を実施
- 身近な相談支援機関である相談支援事業所等を対象に、発達障害者支援センターが圏域センターと連携して研修を実施。

2 発達障害児早期療育支援事業

○ 市町村補助金（1／2補助）

25年度に要綱を改正

方向性：スクリーニングから事後支援へのシフト

改正点：①問診票使用、園巡回の必須要件を廃止

②報償費の補助単価上限設定

③医学的観点からのスクリーニングの廃止

○ 市町村での取組状況 …… 一覧表参照

ペアトレ・SSTの実施拡大が課題

※27年度の実施予定 SST：8市町村、ペアトレ：15市町村

◆ 平成28年度予定

○ 引き続き、補助金により、市町村の事後支援事業を財政面から支援。

○ 引き続き、SST、ペアトレ等の事業実施のための専門職を府が養成し、市町村からの要請に応じて派遣。派遣制度について、市町村への周知を進める。

3 ソーシャルスキルトレーニング、ペアレントトレーニングの普及

○ SSTのマニュアル作成

・平成25年度に、「地域で取り組む小集団活動マニュアル ～発達障害児のソーシャルスキルを育むために～」を、府と京都教育大学が共同で作成。

○ 事業所、学校等において、SST、ペアトレの手法を取り入れた支援の普及

・児童発達支援や放課後等デイサービス事業所の職員、学校教員など、日常業務で発達障害児支援に携わっている人を対象に、SST、ペアトレの基礎知識等についての研修を実施。

○ 市町村でのSSTの起ち上げ支援

・市町村において、年中児スクリーニングで早期発見された園児に対するSSTを起ち上げる際に、財政的、技術的支援を実施。

→ 平成27年度は、亀岡市、与謝野町、伊根町でSSTを初めて実施。

◆ 平成28年度予定

○ 引き続き、市町村での園児を対象としたSST、ペアトレの普及を目指す。
・ペアトレのマニュアルを作成。

○ 放課後等デイサービス等の事業所でのSSTの普及を目指す。

・事業所職員等を対象としたSSTの研修を実施。

・起ち上げ時には府で養成した専門職を派遣する。

4 ペアレントメンター

○ 養成研修の実施

平成23、24年度に北部で養成研修を実施（H23:15名、H24:14名受講）

○ フォローアップ研修の実施

養成研修を受講したペアレントメンターを対象に、平成24年度から毎年、年1回ずつ実施

◆ 平成28年度予定

○ 丹後、中丹地域でメンター活動を行う。

- ・メンターへのフォローアップ研修を実施。
- ・メンター活動の今後の展開や体制づくりについて検討を行うとともに、関係者への活動の周知を図る。

○ 南部地域で発達障害関係の支援者及び保護者等を対象とした勉強会を開催。

5 市町村でペアトレ、SSTを行う専門職の養成

25年度	26年度	27年度
臨床心理士, 作業療法士, 言語聴覚士を対象としたペアトレ, SSTの研修 3職種別々に実施(各1回) 目的: 市町村に出講できる人材の養成	臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士に加え、保健師も合同でペアトレ、SSTの研修 他に、児童発達支援等の事業所職員や教員、保育士等も幅広く対象に加え実施 目的: ①SSTやペアトレを知ってもらい、日常業務で活かす ②市町村に出講できる人材の養成	①ベーシック研修 26年度と同様の目的、内容で、幅広く発達障害児支援に携わる専門職を対象に実施 ②アドバンス研修 26年度までの受講者に対し、見学や実施者との意見交換などの、より発展的な研修を実施。 目的: 市町村に出講できる人材の養成
市町村保健師を対象としたペアトレ指導者研修(1回) H23~実施		

平成25年度 受講状況

対象	研修修了者
臨床心理士	30人
作業療法士	10人
言語聴覚士	20人
その他(教員等)	12人
合計	71人

平成26年度受講状況

対象	研修修了者
臨床心理士	29人
作業療法士	13人
言語聴覚士	12人
事業所	55人 ※2
市町村, 保育園, 府	59人 ※2
教員	33人 ※2
合計	201人

平成27年度 受講状況

ベーシック研修

対 象	研修修了者
臨床心理士	19人
作業療法士	1人
言語聴覚士	3人
事業所	40人
市町村、京都府	49人
保育園、幼稚園	12人
教員	63人
合計	187人

アドバンス研修

対 象	研修修了者
臨床心理士	13人
作業療法士	1人
言語聴覚士	4人
事業所	3人
市町村	11人
保健所	10人
合計	42人

※1 「事業所」は主に児童発達支援、放課後等デイサービス事業所

※2 事業所等を通じて参加申し込みがあった方は、有資格者も事業所等の参加人数に集計

■ 研修修了者に今後の出講意向調査を実施

平成25年度

45人から回答あり（出講が困難と回答された方を除き、45名） <結果> 企画段階から可能8人 経験を積みば企画段階から可能10人 サブ講師的なら可能27人

平成26年度

58人から回答あり（市町村の正職員や教員等のため出講ができない方を除き、58名） <結果> 企画段階から可能5人 経験を積みば企画段階から可能20人 サブ講師的なら可能33人

平成27年度 ①ベーシック研修

25人から出講可との回答あり <結果> 企画段階から可能2人 経験を積みば企画段階から可能11人 サブ講師的なら可能12人

②アドバンス研修 ※25、26年度と重複

17人から出講可との回答あり <結果> 企画段階から可能1人 経験を積みば企画段階から可能3人 サブ講師的なら可能13人
--

・市町村から専門職の派遣依頼があれば登録者に連絡

→ 出講可と申し出のあった方の中から候補者を選定し市町村に連絡する。

◆ 平成28年度予定

- 養成した専門職が実践経験を通じてスキルアップできる場の確保
 - ・SSTの導入を希望する事業所やティーチャートレーニングの実施を希望する保育所等に、専門職を派遣
 - ・初めは、保健所や実施経験のある講師がサポート。
- 実施者へのフォローアップ研修の実施
 - ・SSTやペアトレ、ティーチャートレーニングを実施している専門職、市町村、保健所等へのフォローアップ研修（意見交換や講師との質疑応答等）を実施。
- 各地域で、実情に応じて、広く、日常業務で発達障害児支援に携わる人への研修を実施。

6 支援ファイル・移行支援シートの作成、普及

- 25年度に支援ファイルと移行支援シートの様式、記入例を作成
発達障害者支援体制整備検討委員会のもとに「支援ファイル・移行支援シート検討会」を設置、7～11月に各検討会を5回開催。
- 各地域で普及の取り組みを実施
 - ・ 25年度に、教育局・保健所単位で普及方法の検討会議を開催。その後、圏域単位で市町村を集めての普及に係る会議を開催。
 - ・ 各地域で、保健福祉関係機関と教育関係部署が連携しながら、普及に向けた活動を実施。
- 支援ファイル、移行支援シートの普及状況（市町村数）

	25年度	26年度
支援ファイル	12	17
移行支援シート	19	22

◆ 平成28年度予定

- ・ 各地域で、支援ファイル、移行支援シートの普及に向けた取り組みを実施。
- ・ 研修等の機会に、実際に利用する事業所や関係機関へ周知。

[参考] 支援ファイル・移行支援シート普及のための市町村での体制整備 ＜普及にあたって検討が必要な内容＞

※ 支援ファイル・移行支援シート作成検討会（平成25年11月28日）での意見

◆ 市町村の組織体制

- ・ 中心となる課の選定
- ・ 教育・保健・福祉（障害・児童）の各関係課の連携と役割分担

◆ 配布について

○ 対象者の選定

- ①療育機関等の福祉サービス利用者
- ②支援学校通学者
- ③普通学校の支援学級通学者
- ④普通学級に通い通級教室を利用している児童
- ⑤普通学級の中で「気になる子」
- ⑥年中児スクリーニングで要支援・園支援となった園児
※ 可能であれば、市町村内の児童全員に配る方法もある

○ 配布場所（支援ファイル）

- ①市町村の保健・児童福祉・障害福祉窓口
- ②療育機関
- ③学校、保育園、幼稚園

○ 支援ファイルの使用機会の確保

◆ 書き方のアドバイスの体制

◆ 支援ファイル・移行支援シートを知ってもらうための啓発について

- ①3歳児健診や、年中児スクリーニング時
- ②母子健康手帳配布時

◆ 保健所・教育局による支援

◆ 支援ファイル・移行支援シートの研修会

◆ 管内関係機関による協力

7 相談支援従事者の発達障害研修（相談支援事業所の相談支援員向け研修）

○ 受講状況

対 象	25年度 受講者	26年度 受講者	27年度(予定)	
相談支援事業所職員	京都市	23事業所 27人	36事業所40人	37事業所 41人
	京都市以外	20事業所 23人	36事業所41人	29事業所 39人

27年度は申込時点の人数

- 相談支援事業所において、発達障害の初期相談に対応できるよう、発達障害についての基礎知識や相談支援技術等についての研修を実施。

◆ 平成28年度予定

相談支援事業所等を対象に、発達障害者支援センターが圏域センターと連携して、発達障害の初期相談に対応できるようになるための研修を実施。

8 発達障害者への就労支援

- 平成25年度：圏域センターで就労準備講座を実施

内容：講話、相談や報告などコミュニケーションやマナー講座、面接練習、事業所での就労体験

※ 障害者就業・生活支援センターと共同実施された圏域もあり

- 平成26年度：発達障害者支援センターはばたきに委託し、「精神障害者就労支援事業」として講座を開催（プログラム内容：ことばづかい・あいさつ、報告・質問、謝る、等）府内4箇所（5回シリーズ）で19人の受講者

- 平成27年度：

1 就労支援（訓練）については、ジョブパークで実施

2 「発達障害者支援整備検討委員会 就労支援ワーキング」の設置、開催

就職等を目の前にして発達障害の疑いが顕在化する場合が多く、成人の発達障害について適切な対応を図る必要があることから、「就労支援」の切り口での具体的な支援策を検討するワーキングを設置、開催

第1回 平成27年 7月9日（現状報告、作業の方向性の検討）

第2回 平成27年10月7日（課題と解決策についての検討）

第3回 平成28年 3月9日（予算案報告、ワーキングまとめ）

◆ 平成28年度予定

・大学、企業等、発達障害者（疑いを含む）に接する者への研修等を実施し、発達障害者の一般就労、職場定着を図る。

・「京都新卒応援ハローワーク」がジョブパークに移転することに伴い、発達障害が疑われる大学生等に対する支援を、「はばたき」と連携して実施。

（商工労働観光部予算）

9 こども発達支援センター（すてっぷセンター）の小児科医師の確保

○ 京都府立こども発達支援センターの状況

・ 医師数 常勤医師 3 名、非常勤医師 1 2 名

・ 外来患者数

	小児科	整形外科	精神科	合計	発達障害児 初診待機期間(平均)
24年度	8,809	313	1,608	10,730	2.6ヶ月
25年度	10,813	347	1,810	12,970	2.1ヶ月
26年度	9,496	277	2,025	11,798	2.1ヶ月

○ 小児科医師の追加配置

- ・ 平成25年6月から、週1回×1名、若手小児科医を配置。
- ・ 平成27年度からは、週1回×2名に増員。
- ・ 最初に指導医師のもとで研修を受け、その後は独立して診察を実施

◆ 平成28年度予定

- ・ 小児科医2名を受け入れ予定（週1回×2名）

10 医師向け研修の実施

○ 発達障害に関する医師向け基礎研修の開催

発達障害を有する方を診療する機会のある医師（診療科不問）及びコメディカルを対象に、発達障害の基礎知識に関する研修を開催。

○ 受講状況

	成人の回	小児の回
医師	24人	23人
臨床心理士等	8人	10人
合計	32人	33人

※小児の回的人数は、申込時点の人数

◆ 平成28年度予定

- ・ 医師やコメディカルを対象に、発達障害についての研修を実施
- ・ 医療機関や児童発達支援事業所等において、現場での見学・実習を交えた研修を実施

1.1 普及啓発

○ 発達障害者支援体制整備検討委員会の開催

○ 普及啓発 …… 発達障害関係団体連絡会※と共同で啓発を実施

※ 構成：京都府自閉症協会、京都LD等発達障害親の会たんぼぼ、京都ADHD親の会クローバー、
高機能自閉症・アスペルガー症候群及び周辺の発達障害京都親の会ONLYONEの会、
NPO法人ノンラベル の5団体

- ・平成21～25年度：かがやけ！はばたけ！ウォークを実施
- ・平成26年度からは、世界自閉症啓発デーの4月2日に併せ、京都駅前で啓発イベント、
京都タワーのブルーライトアップを実施
(他に府庁、京都市役所、27年度からは福知山城、南丹市国際交流会館でも実施)
- ・京都サンガの西京極での試合中、ハーフタイムの時間を利用してグラウンド内で啓発
パレードを実施(京都サンガの協力による)

◆ 平成28年度予定

- ・平成28年4月2日(土)

「世界自閉症啓発デーin京都」

京都駅前広場での啓発イベント

ブルーライトアップ：京都タワー、福知山城、南丹市国際交流会館、府庁、京都市役所
来年4月2日の世界自閉症啓発デーに併せた普及啓発活動

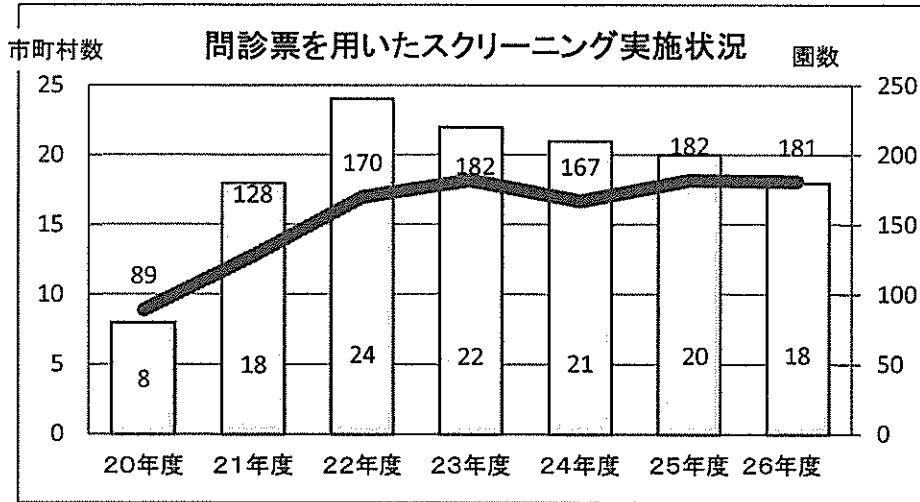
- ・京都サンガ主催試合での啓発パレード、試合前の啓発活動を実施予定

名 称	精神障害・発達障害者就労支援促進事業
趣 旨	<p>精神障害者の就労の法定化を受けて、障害者の就労支援の強化が必要。従来の精神障害者社会適応訓練に加え、専門的・医学的助言を行うアドバイザーの配置、企業支援も含め、京都ジョブパーク（京都JP）等とも連携した支援を実施する。</p> <p>○ 障害者法定雇用率等の見直し（平成25年～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業における法定雇用率引き上げ1.8%→2.0% ・ 雇用義務対象企業の範囲拡大 従業員数56人以上→50人以上 <p>○ 精神障害者の雇用義務化（平成30年度）に向けて、障害者雇用拡大のための更なる取組強化が必要</p>

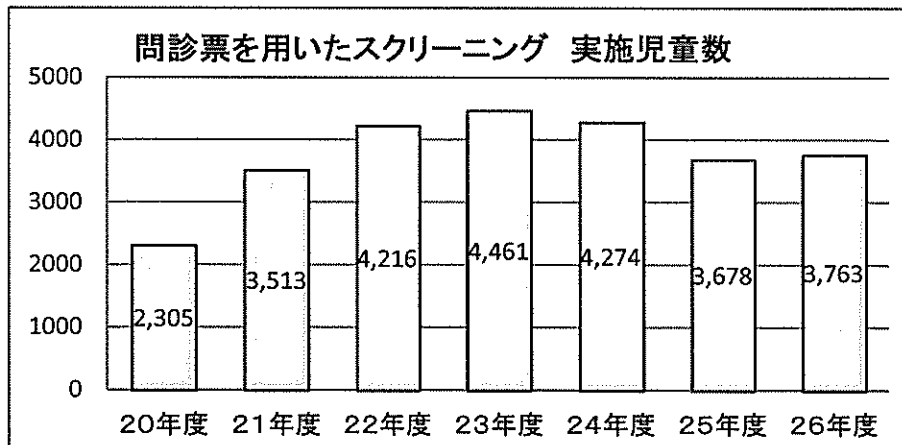
	事業名	概要	年度
①	社会適応訓練事業 ※㊸～京都市内は京都市実施 ※㊹～「就労適応訓練事業」 として京都ジョブパークでも実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者に対する理解が深い事業所に委託し、仕事の場を提供し社会的自立を促進 ・ ㊹から、はあとふるコーナー利用者で直ちに一般就労が困難な方に対象を拡大 ・ 訓練機関は原則6ヶ月 ・ ㊹実績：訓練実施人数31人 	S58 ～
②	就労支援アドバイザー （精神保健福祉総合センターに配置）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業に対する精神障害の理解促進や相談への対応 ・ 就労支援機関の相談員等に専門的見地からスーパーハイス実施 	H26 ～
③	精神障害者生活支援員 （ジョブパーク内の障害者就業・生活支援センターに配置）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業に就職している精神障害者の生活 ・ 就業等を総合的に支援し、職場定着を支援 	H27 ～
④	精神障害者就労定着支援 （障害者雇用企業サポートセンター配置）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者雇用企業等からの相談に対し医学的側面から専門的な助言を実施（月2回予定） 	H27 ～
⑤	成人期の発達障害者（疑いを含む）の就労支援 （研修等の委託実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学、企業関係者に発達障害についての知識習得等研修を実施し、グレッグソンも含めた発達障害者への一般就労、職場定着を図る 	H28 ～ 新
参 考	新卒ハローワーク支援 （「はばたき」専門職による相談の実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・ JP内に移転する新卒HWの発達障害グレッグソンの相談者に、「はばたき」と連携した支援（相談等業務の委託） 	H28 ～ 新

発達障害児等早期発見・早期療育支援事業 実施状況報告まとめ

1 事業実施状況



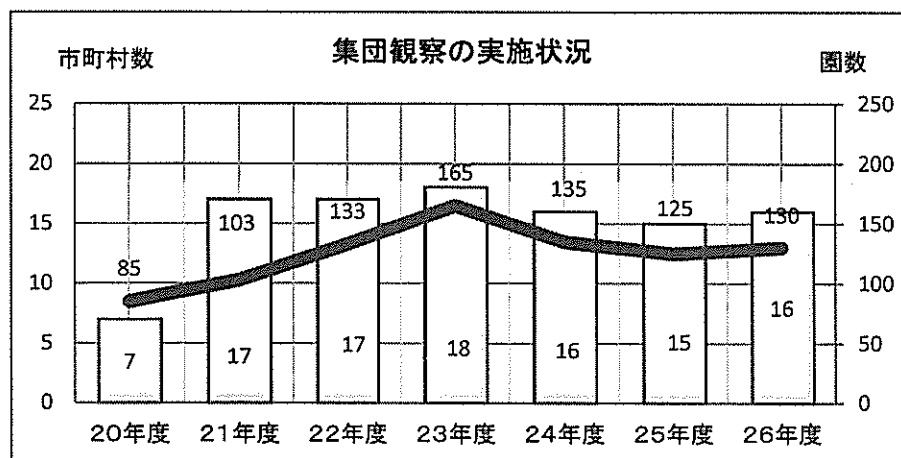
26年度は、問診票を使ったスクリーニングを実施していない市町村が7市町

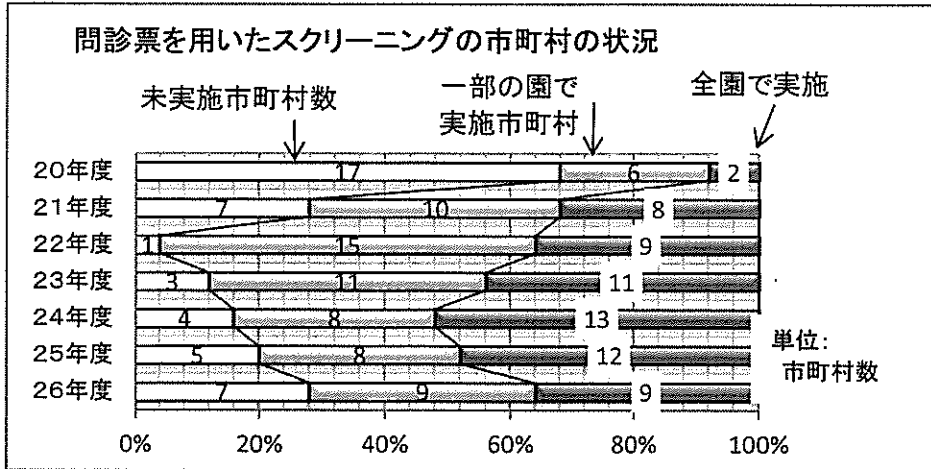


26年度は、府内の年中児全人口に対する実施率38%

(分母の園児数には、問診票を用いたスクリーニング未実施の市町村を含み、京都市は除く)

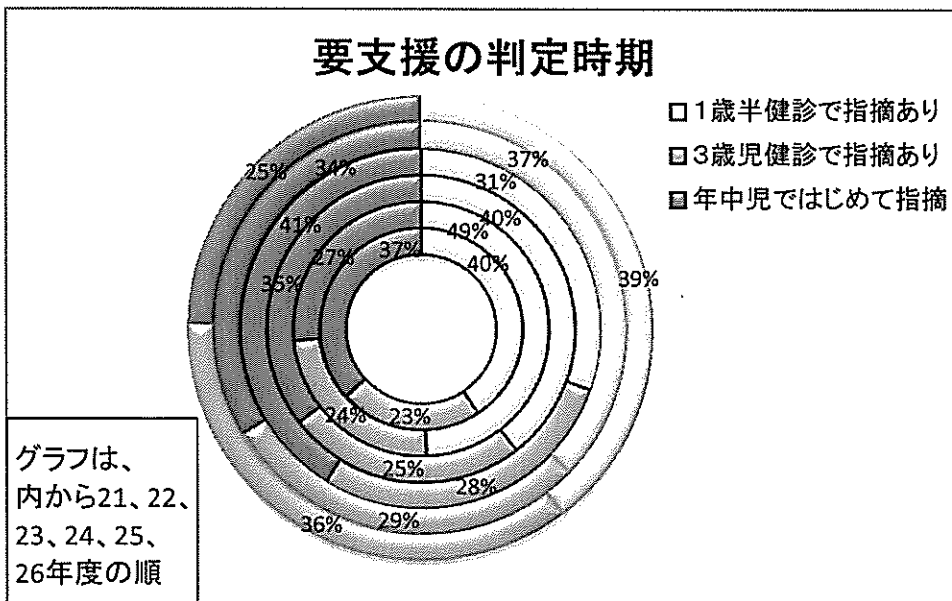
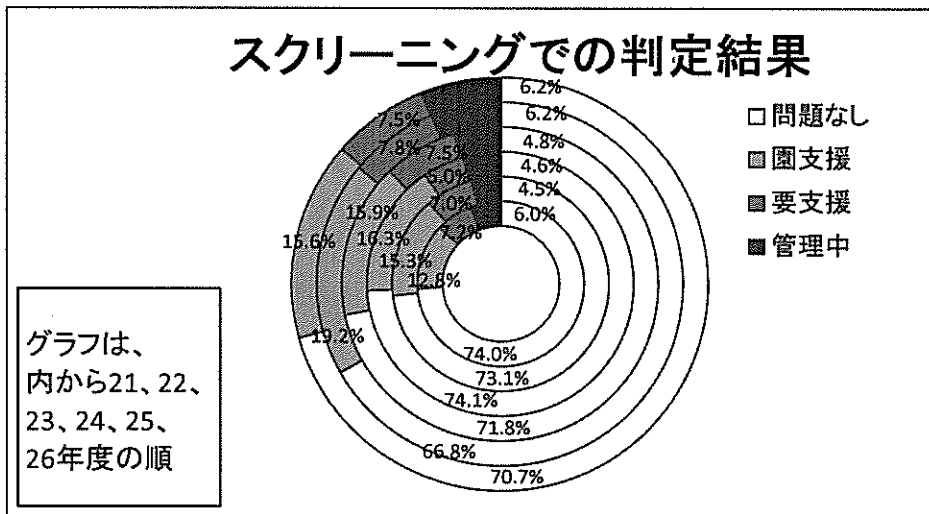
21年度 33%、22年度 40%、23年度 42%、24年度40%、25年度37%



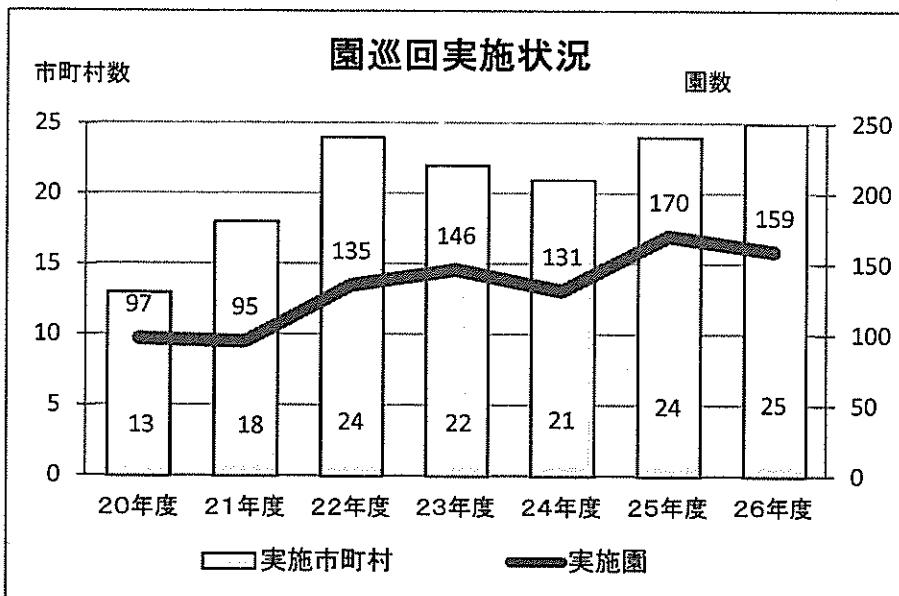


H26全園実施市町村
 福知山市、亀岡市、宮津市、京丹後市、大山崎町、
 笠置町、京丹波町、伊根町、与謝野町

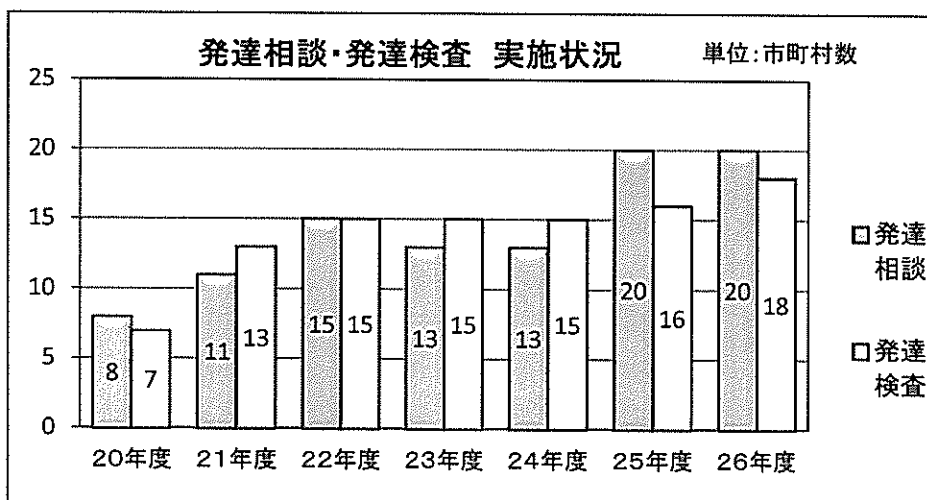
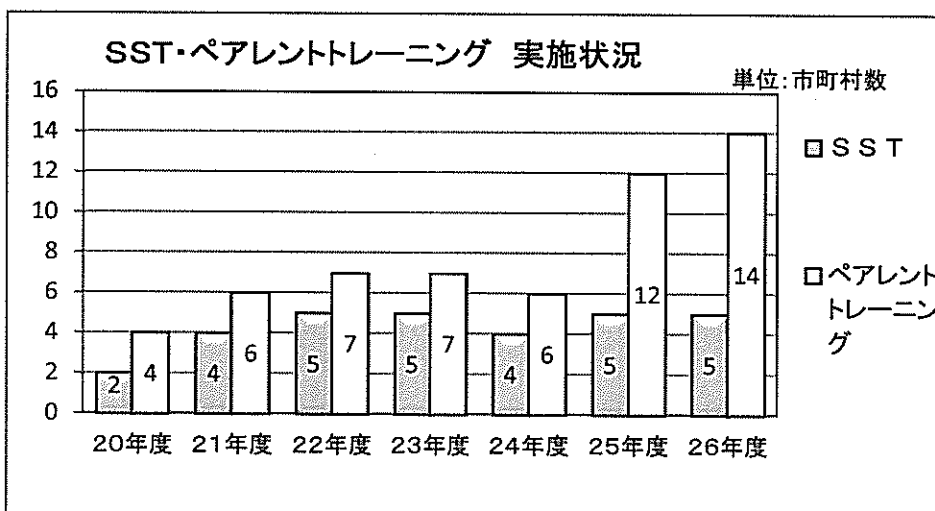
2 判定結果



3 事後支援

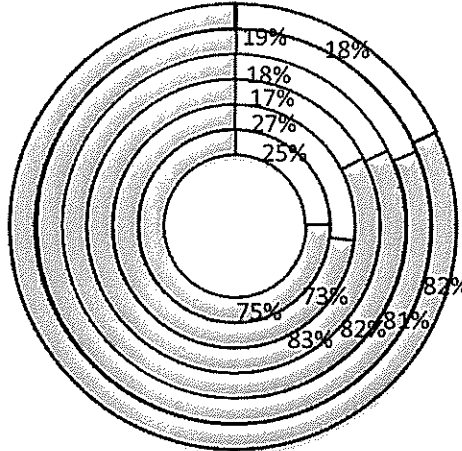


※ 園の合併や閉鎖などにより、園の数がH23→H24: 15園減 (H24の園の数:319園)



要支援児のその後の事後支援

グラフは、
内から21、22、
23、24、25、
26年度の順

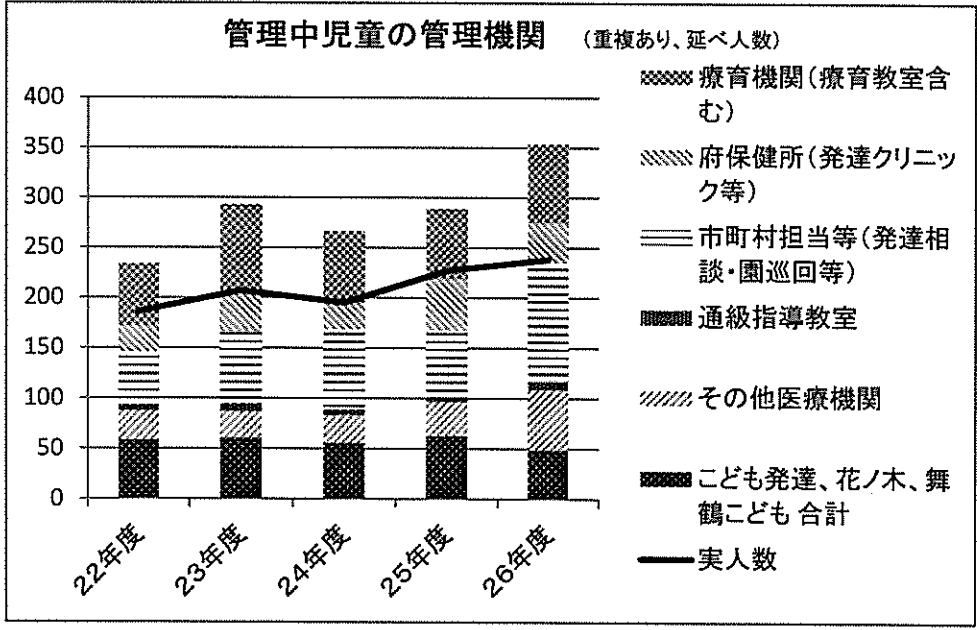


□ 保育園・幼稚園のみでの対応
□ 事後支援あり

事後支援の種類	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
医療機関における医学的対応	12	3	12	7	5
児童デイ、療育教室等の療育機関での対応	19	10	19	18	18
フォロー教室(ペアトレ、SST)での対応	24	26	20	10	28
学校教育機関、通級指導教室での対応	36	23	63	72	38
発達相談・発達検査・発達クリニック	137	132	135	177	195
育児相談での対応	33	60	54	62	10
その他	13	13	7	19	39

(重複回答あり)

4 管理機関



成人期の発達障害者の就労支援検討会 報告概要

1 主旨

成人期になり、就職等に当たって困り感を持ち、発達障害の疑いが顕在化する場合が増えてきている。就職できない学生や、就職後も職場に定着できない者が見られるため、就労・自立を目指した成人期の方（主に未受容の方）への対策を推進していくため、具体的な支援策について検討

2 現状と課題

- ▶ 就職困難者が相当数いる背景には、本人が発達障害の特性について十分に理解できておらず、困り感がないため、支援に結びつかないケースが多く存在。
自ら支援を申し出ない者への対応が大きな課題。
- ▶ 学力面に問題がないが、就職でつまづく学生を事前に把握することは困難
- ▶ 本人の自覚（障害受容）及び本人がどうしたいかを伝えられるようにする。
- ▶ 成人期であっても早期発見・早期対応が重要。高校等大学前での対応も必要。

〈各機関の現状、意見等〉

- ・ 障害者支援担当部署を設ける大学等も増加傾向にあるが、発達障害について理解が十分でない大学等も存在。大学間の温度差が激しい。
- ・ 発達障害について、十分な知識を持って支援が行われているとは言えない
- ・ 身近で困っている者に対し、周囲の者がその障害の特性を理解し、支援していくことが効果的。
- ・ 発達障害の特性理解と、対応やつなぎ先について学ぶ研修の実施
- ・ 障害受容のない方は、障害者就労支援機関には相談に行かない。

3 支援策について

(1) 大学、企業等での支援者の人材育成

- ・ 発達障害についての理解促進と対応力の向上のための研修
- ・ 対応、支援のつなぎ先等の関係機関一覧などの知識習得

〈大学・企業等間の支援の均質化、各機関のネットワーク構築を念頭に置いた人材養成〉

(2) 支援のためのツール作成

- ・ 本人との話のきっかけになる冊子、支援機関一覧（支援マップ）、サポートブック（ノウハウ、成功事例集）等の作成

〈発達障害を前面に出さない、既存ツール（支援ファイル、移行支援シート）の活用、障害受容を無理に進めない、ツールを使用する際の支援体制構築等に留意の上実施〉

(3) 「京都新卒応援ハローワーク」（新卒HW）と連携した体制の整備

- ・ J Pで大学生等に対する一元的な就職支援の実施に伴い、「はばたき」と連携し発達障害の疑いのある者への早期に適切な対応を実施

〈大学等への周知・案内及び在学中から連携した支援の実施〉

**京都府発達障害者支援体制整備検討委員会
就労支援ワーキンググループ 委員等名簿**

(敬称略、五十音順)

区 分	氏 名	所 属 等
教 育	大牧 万里子	府立宇治支援学校 京都府スーパーサポートセンター担当 総括主事
医 療	全 有耳	南丹保健所保健室 医務主幹
福 祉	高橋 亜希子	株式会社エンカレッジ取締役 エンカレッジ京都
当事者・家族	茶木 敬子	京都LD等発達障害親の会たんぽぽ代表
学識経験者	中鹿 直樹	立命館大学文学部応用人間科学研究科 准教授

オブザーバー	竹村 忠憲	京都府発達障害者支援センター「はばたき」センター長
	土田 英人	京都府精神保健福祉総合センター所長
	野口 礼子	京都府商工労働観光部総合就業支援室 障害者雇用推進担当課長
	丸岡 恵真	京都府教育委員会特別支援教育課 総括指導主事兼副課長

事務局 京都府健康福祉部障害者支援課(認定・精神担当)

■ 検討会議の開催状況

	開 催 日	検 討 項 目
第1回	平成27年7月9日(木)	課題分析、作業の方向性の検討
第2回	平成27年10月7日(水)	中間案の検討
第3回	平成28年3月9日(水)	最終案の検討

大学ヒアリング結果(概要)

専門の部署を設けている府内の大学

- 高校では、学力があれば友人関係がなくとも「問題のある学生」とはならない。
- 成績不振や長期欠席者などの学生へのアプローチから、発達障害のある学生の把握につとめる。
- 発達障害のある学生支援より、視覚、聴覚等の学生への支援が優先されているのが現状。
- 学生サポーターの養成講座を実施する大学もあり。
- 進路変更(中退、大学)を余儀なくされることもあるが、そのときに医療、福祉と繋がっていることが大切。
- 発達障害の特性を理解した支援や就職先のマッチングが大切
- 障害学生支援に係る大学間ネットワーク構築を大学担当者間で独自に実施。

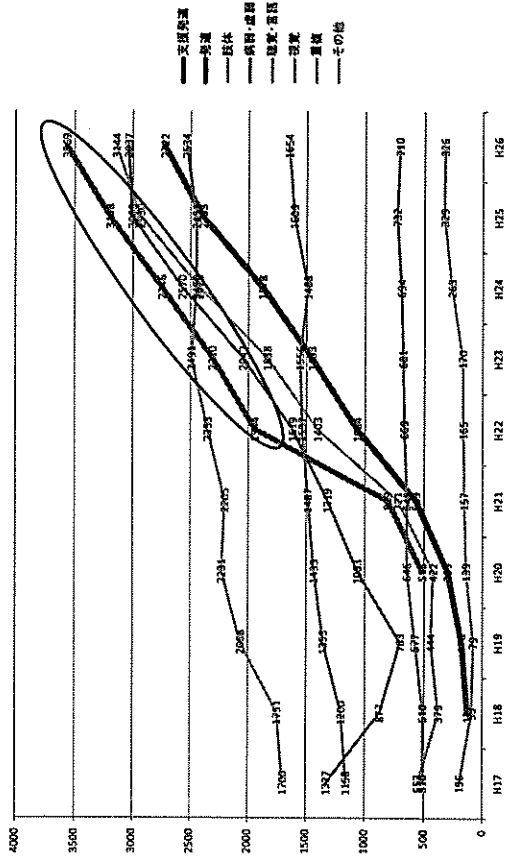
企業ヒアリング結果(概要)

障害者高等技術専門校キャリアプログラム科卒業生の在籍企業

- 企業における発達障害者への業務上の支援
定期的な面談の実施、手順書の作成、あいまいな指示を避ける
変化に弱いので、職場のレイアウトや業務内容変更の際は丁寧に説明
- 発達障害者に対する対応
障害特性を理解し、優しい声かけであったり、良好な人間関係の構築に配慮されている。また、無理をさせないような配慮がされている。

障害のある学生数

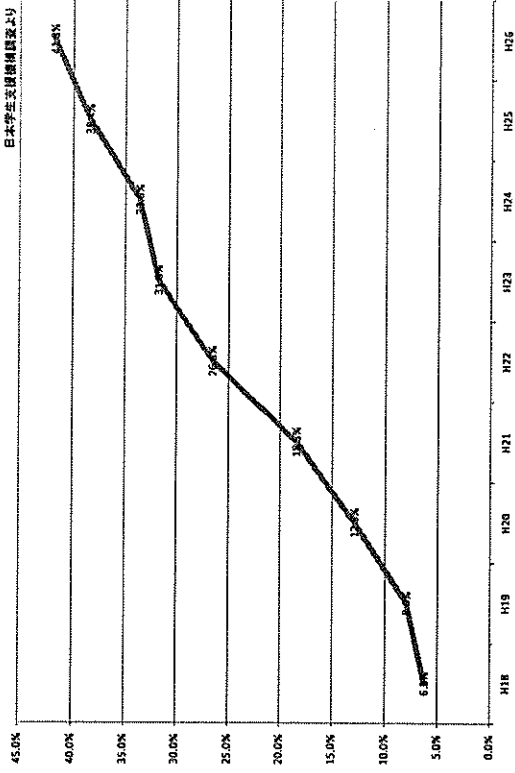
日本学生支援機構調査より



※発達(診断済): 医師の診断書はないが発達障害が推察されることにより、学校が何らかの支援を行っている等

発達障害のある学生の在籍校の割合

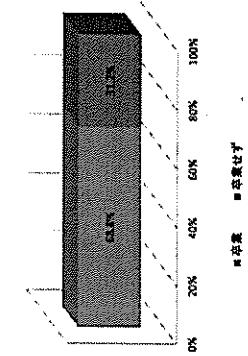
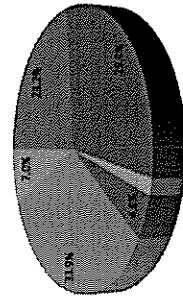
日本学生支援機構調査より



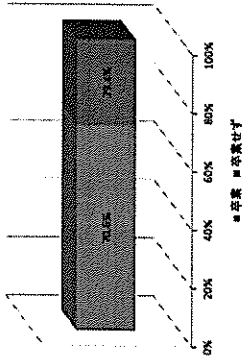
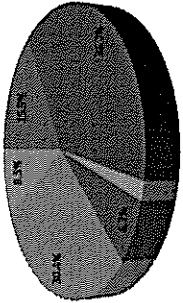
※調査対象校のうち発達障害(診断書あり)の学生が在籍していると同数のあった学校の割合

発達障害のある学生の進路

診断書有り

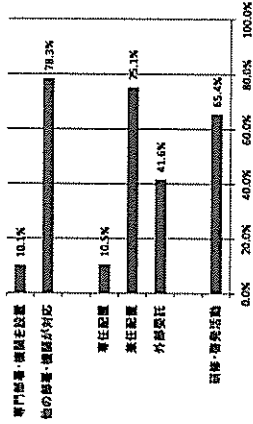


診断書無し・支援有り

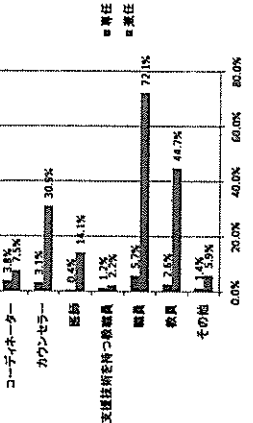


平成28年度 日本学生支援機構調査より

障害のある学生への支援体制



障害のある学生支援の担当者の職種



研修・啓発活動の実施状況

